

群馬県指定選手・指導者活動支援制度 設置要項

1 目的

2029年に群馬県で開催される第83回国民スポーツ大会において総合優勝を獲得するため、活躍が期待される選手・指導者を指定し、その活動を支援することにより本県選手の競技能力の向上を目指すと共に、スポーツ活動に取り組める環境を整えるための支援をする。

2 指定基準

- (1) 全国大会等の成績に基づき、推薦基準(1)に掲げるランク別に指定する。
- (2) 対象者は、次のすべての要件を満たす者とする。
 - ① 優秀な競技能力を有する中学生以上の選手・チーム及び指導者。
 - ② 第83回国民スポーツ大会での優勝を目指し、群馬県代表として国民スポーツ大会に出場する意思のある者。

3 指定期間

指定年度4月1日より、翌年3月31日までとする。

4 指定方法

公益財団法人群馬県スポーツ協会(以下、「県スポーツ協会」という。)からの推薦を受け、群馬県スポーツ競技力向上対策推進本部(以下、「推進本部」という。)で決定し、推進本部長名で指定する。

5 推薦方法

県スポーツ協会は、加盟競技団体及び学校体育団体(以下「加盟団体等」という)からの推薦に基づき推進本部へ推薦を行う。(ただし、国民スポーツ大会正式競技に限る。)

加盟団体等は、成績を証明する書類及び大会要項を添付したうえで推薦書を県スポーツ協会あてに提出する。

6 指定後の支援

- (1) 指定者を推進本部、県スポーツ協会ならびに当該競技団体等が実施する強化事業に積極的に参加させる。
- (2) ランク別に定めた活動支援金額を競技団体に対し支給する。
- (3) 県スポーツ協会が実施するメディカルチェック・体力・筋力測定等の費用を免除する。
- (4) 指定者としての自覚と誇りを持たせるため、指定証を発行する。

7 実施上の留意点

- (1) 推進本部は強化計画の立案・実施にあたって、学校教育活動及び職場等における業務に支障がないよう、あらかじめ学校、企業体等の所属長及び選手の保護者と綿密な連携をとり、事業の趣旨を十分理解させるなどの配慮をする。
- (2) 選手強化の実施にあたっては、自覚と責任の涵養に努めるとともに、非教育的行為が発生しないように配慮する。
- (3) 公序良俗に反する行為があったときは、指定を取り消すこととする。

群馬県指定選手・指導者活動支援制度 推薦基準

1 指定の方法

(1) 指定におけるランク基準は次のとおりとする。

ランク	成績条件	活動支援上限金額
S	全国大会優勝以上	30万円
A	全国大会2位～4位	10万円
B	全国大会5位～8位	5万円
C	関東大会3位以内	—
指導者	Sランク選手及びチームを日常指導している主たる指導者	10万円

(2) 競技団体は、成年種別及び少年種別（中・高体連が所管する少年種別は除く）について推薦するものとする。

(3) 中・高体連は、当該選手の学校長の内諾を得たうえ推薦するものとする。

(4) 選手・指導者の指定は、次のとおりとする。

① 強化指定選手

上記ランク基準に該当する選手。ただし、チーム及び団体競技は該当する大会の競技人数とする。

② 強化指定指導者

Sランク選手及びチームを日常指導している主たる指導者

(5) 指定対象となる大会期日は、推薦年度の前年1月から12月末日までとする。

但し、冬季競技（スケート・アイスホッケー・スキー）については、前年4月から当年3月末日までとする。

(6) 全国大会とは、国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全国高等学校選手権大会、全国中学校体育大会、全日本学生選手権大会及び全日本ジュニア選手権大会等とする。ただし、上記大会のない競技については、これに準ずる国内最高権威の大会とする。

2 活動支援金の決定等

推進本部は、推薦者数に応じて予算の範囲内で活動支援金額を決定する。

なお、活動支援金の申請及び報告は推進本部の定める様式において競技団体が行う。

3 推薦の方法

県スポーツ協会ホームページから推薦書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ令和7年2月末日まで県スポーツ協会に提出する。

4 その他

推進本部及び県スポーツ協会は指定選手及び指導者が十分な活動ができるよう支援する。